

法人に対する優遇税制 (PS・ITA・RA)

(2014年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

クアラルンプール事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

- ▶ 本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)クアラルンプール事務所がRussell Bedford Malaysia JSG Sdn. Bhd.に作成を委託し、2014年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。
- ▶ ジェトロおよび同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロとRussell Bedford Malaysia JSG Sdn. Bhd.がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先:

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail: OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・クアラルンプール事務所
E-mail: MAK@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. パイオニア・ステータス (PS) および投資控除 (ITA)
 - 1.1 製造業
 - 1.2 ハイテク産業
 - 1.3 戦略的プロジェクト
 - 1.4 機械設備産業
 - 1.5 自動車産業
 - 1.6 研究開発企業
 - 1.7 教育・ヘルスケア企業
2. 再投資控除 (RA)
3. マルチメディア・スーパー・コリドー (MSC)

1. パイオニア・ステータス (PS) および投資控除 (ITA)

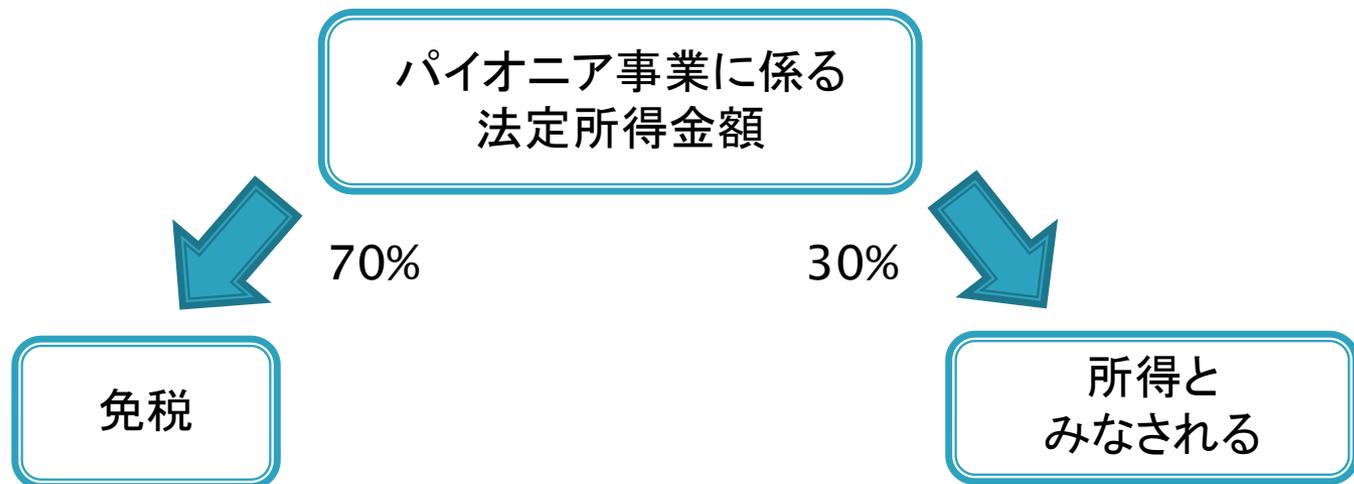
1.1 製造業

- 製造部門に対する投資を行う企業に対し、代表的な優遇税制は以下の2つがある:
 - パイオニア・ステータス (“PS”); および
 - 投資控除 (“ITA”)
- これらを享受する上で適格と判断される活動および品目を、それぞれ「奨励活動」、「奨励品目」と呼ぶ。

1.1 製造業

パイオニア・ステータス (PS)

- ▶ パイオニア・ステータスが認められた企業は5年間にわたって、法定所得金額 (Statutory Income) の70%が免税とされる。残りの30%部分については、通常の課税 (賦課年度2014は税率25%) がなされる。



1.1 製造業

証明書 (Pioneer Certificate) :

- 一旦パイオニア・ステータスが承認されると、企業は6ヶ月以内、もしくは当局から延長が認められた期間内に、証明書を請求しなければならない。
- 証明書は、以下の事項を明らかにする目的で取得される：
 - どのパイオニア・ステータスが適用されるのか
 - 免税が開始される日、および免税期間。すなわち生産開始日。(Production day)

1.1 製造業

証明書 (続)

「生産開始日 (Production day)」とは、奨励品目の商業生産が開始される日を指す。生産開始日は通常生産能力の30%に達した日が属する月の初めの日を指す。

1.1 製造業

- 5年間の免税期間は、「生産開始日」が始期となる。
 - ➡ 奨励品目もしくは奨励活動の生産が開始された日から5年間となる。
- 奨励品目もしくは奨励活動がマレーシアにとって国家的かつ戦略的に重要であると認定された場合は、さらに5年間、免税期間を延長することが可能となる。

1.1 製造業

- 免税となる所得は売上から免税所得勘定へと振り替えられ (2-tier)、免税配当の原資とされる。この配当がパイオニア企業から株主へと支払われた場合、受領した株主(マレーシア)においても免税所得とされる。
- 未控除の税務上の減価償却(Unabsorbed capital allowances)、およびパイオニア・ステータス期間内の繰越欠損金については繰越が認められ、PS期間終了後に同様の奨励活動または奨励品目から生じる収益から控除することができる。
- パイオニア・ステータスの申請書はマレーシア投資開発庁 (“MIDA”)に提出しなければならない。

1.1 製造業

投資控除 (ITA)

- 投資控除はパイオニア・ステータスと二者択一となる優遇税制であり、奨励品目の生産、または奨励活動に従事している企業が取得することができる。
- 投資控除は資本的支出に基づく優遇税制であるため、収益計上までに相当期間を要する企業および資本集約的な企業に対して適切であると考えられる。

1.1 製造業

投資控除 (ITA) (続)

投資控除の手順

- 投資控除認可企業は、適格資本的支出(奨励品目または奨励活動に従事する目的で、工場、設備、機械または他の装置に対して支出された額)の60%相当額を控除することが認められる。
- 投資控除は奨励品目または奨励活動から得られる法定所得金額の70%相当額を上限に、控除を行うことができる。

1.1 製造業

投資控除 (ITA) (続)

- 法定所得の残り30%相当額については、通常の課税がなされる。(賦課年度2014年においては税率25%)
- 相殺に使用されていない控除可能残高については、引き続き将来、法定所得の70%を上限に控除可能である。
- 最初の適格資本的支出がなされた日から5年以内に発生した適格資本的支出が、投資控除の対象となる。

1.1 製造業

投資控除 (ITA) (続)

- 企業はパイオニア・ステータスと投資控除を同時に享受することはできない。(併用禁止)
- 承認に当たって規定されている事項に反した場合、承認は取り下げられる。

投資控除の取り下げ

- 投資控除対象資産が取得日から2年以内に処分された場合、当該資産に関して投資控除を享受した額については遡って取消がなされる。

1.1 製造業

例示 (投資控除):

適格資本的支出

支出額: RM10,000

※RM=マレーシア・リンギット



$RM10,000 \times 60\%$

投資控除額 = RM6,000

法定所得 (SI)

RM10,000

70% of SI

RM7,000

控除: ITA

(RM6,000)



RM1,000

加算: 30% of SI

RM3,000

課税所得 (CI)

RM4,000

=====

税率 @ 25%

[CI x 25%]

RM1,000

=====

1.2 ハイテク企業

- ハイテク企業とは、最先端技術の分野における奨励活動への従事、または奨励品目の生産に従事する企業である。

1.2 ハイテク企業

➤ ハイテク企業は以下の資格を与えられる

1. パイオニア・ステータス

- 法定所得の**100%**相当額を**5年間**控除することができる。
- 当該控除額は免税所得勘定にプールされる(2-tier)。
- パイオニア・ステータス期間中に発生した、未控除の税務上の減価償却、および繰越欠損金については繰越が認められ、パイオニア・ステータス期間終了後に同様の奨励活動または奨励品目から生じる収益から控除することができる。

1.2 ハイテク企業

2. 投資控除

- ITA取得企業は適格資本的支出がなされた日から**5年**以内に限り、その支出額の**60%相当額**を控除することができる。
- 当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の100%相当額**まで控除可能である。
- 所得控除に使用されなかった控除可能額(残高)については、残高を全額控除するまで、将来にわたって繰越することができる。

1.2 ハイテク企業

- ハイテク企業は以下の基準を満たさなければならない
 - i. 現地での研究開発費が、売上高に対して年ベースで1%以上支払われていなければならない。企業は営業開始日、または事業開始日から3年間、これに従わなければならない。
 - ii. 大卒以上かつ関連する分野での業務経験が5年以上の専門技術スタッフを、全従業員の15%以上、雇用しなければならない。

1.2 ハイテク企業

- ハイテク企業は以下の基準を満たさなければならない
 - iii. 付加価値率が40%以上なければならない。
- 申請書はマレーシア投資開発庁 (“MIDA”)に提出しなければならない。

1.3 戦略的プロジェクト

- 戦略的プロジェクトは、国家的重要度の高い下記の生産または活動を意味する
 - 回収に長期を要する多額な投下資本を要するプロジェクト
 - 非常に高度な技術，統合された事項，広範囲に渡る連鎖が派生する事項
 - 経済に多大な影響を及ぼす事項

1.3 戦略的プロジェクト

1. パイオニア・ステータス

- 法定所得の**100%相当額を10年間**控除することができる。
- 当該控除額は免税所得勘定にプールされる。(2-tier)
- パイオニア・ステータス期間中に発生した、未控除の税務上の減価償却、および繰越欠損金については繰越が認められ、パイオニア・ステータス期間終了後に同様の奨励活動または奨励品目から生じる収益から控除することができる。

1.3 戦略的プロジェクト

2. 投資控除

- 投資控除取得企業は、**5年**以内に発生した**適格資本的支出の100%相当額**を控除することができる。
- 当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の100%相当額**まで相殺可能である。
- 所得控除に使用されなかった控除可能額(残高)については、残高を全額控除するまで、将来にわたって繰越すことができる。
- 申請書はマレーシア投資開発庁 (“MIDA”)に提出しなければならない。

1.4 機械設備産業

➤ 特定の機械設備の生産を行う企業は、以下の優遇税制を享受することができる

1. パイオニア・ステータス

- 法定所得の**100%相当額**を**10年間**控除することができる。
- パイオニア・ステータス期間中に発生した、未控除の税務上の減価償却、および繰越欠損金については繰越が認められ、パイオニア・ステータス期間終了後に同様の奨励活動または奨励品目から生じる収益から控除することができる。

1.4 機械設備産業

- 特定の機械設備の生産を行う企業は、以下の優遇税制を享受することができる。

2. 投資控除

- 投資控除取得企業は、**5年**以内に発生した**適格資本的支出の100%相当額**を控除することができる。
- 当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の100%相当額**まで控除可能である。
- 所得控除に使用されなかった控除可能額(残高)については、残高を全額控除するまで、将来にわたって繰越することができる。

1.4 機械設備産業

- 申請書はマレーシア投資開発庁 (“MIDA”)に提出しなければならない。

1.5 自動車産業

A. 適格と認められる自動車用モジュール部品、モジュールシステムの設計、研究開発および生産に携わる企業

➤ 新規または既存の企業で、適格と認められる自動車用モジュール部品、モジュールシステムの設計、研究開発および生産に携わる企業については、以下の優遇税制を享受することができる。

1. パイオニア・ステータス

- 法定所得の**100%相当額**を**5年間**控除することができる。
- 当該控除額は免税所得勘定にプールされる。(2-tier).
- パイオニア・ステータス期間中に発生した、未控除の税務上の減価償却、繰越欠損金については繰越が認められ、パイオニア・ステータス期間終了後に同様の奨励活動または奨励品目から生じる収益から控除することができる。

1.5 自動車産業

2. 投資控除

- 投資控除取得企業は、**5年**以内に発生した適格資本的支出の**60%相当額**を控除することができる。
- 当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の100%相当額**まで控除可能である。
- 所得控除に使用されなかった控除可能額(残高)については、残高を全額控除するまで、将来にわたって繰越すことができる。

1.5 自動車産業

- ▶ 適格と認められるモジュールまたはシステムとは、以下に例示されるものをいう。
前後コーナーモジュール(Front and rear corner modules)、インストルメントパネルモジュール(Instrument panel instruments)、ストラトアンドアブゾーバーアンドスプリングアセンブリモジュール(Struts and absorbers and spring assembly modules)、バンパーモジュール(Bumper modules)、フロントクロスメンバーモジュール(Front cross member modules)、ファンクションインテグレートドドアモジュール(Function integrated door modules)、燃料タンクモジュール(Fuel tank modules)、シートモジュール(Seat modules)、ペダルモジュール(Pedal modules)、ドアトリムモジュール(Door trim modules)、フロアコンソールモジュール(Floor console modules)、タイヤアンドホイールモジュール(Tyre and wheel modules)、ワイパーシステム(Wiper systems)、排気システム(Exhaust systems)、音響システム(Audio systems)、ヒーターベンチレーションエアコンシステム(Heater ventilation air-conditioning systems)、シートベルトシステム(Seat belt systems)、パワーアンドシグナルディストリビューションシステム(Power and signal distribution systems)、アラームシステム(Alarm systems)、エンジン管理システム(Engine management system)、ナビゲーションシステム(Navigation systems) 等

1.5 自動車産業

B. 重大かつ高度な付加価値を有する部品および構成物の製造

- 自動車産業における、重大かつ高度な付加価値を有する部品および構成物の製造を実施する企業は、以下の優遇税制を享受することができる。

1. パイオニア・ステータス

- 法定所得の**100%相当額**を**10年間**控除することができる。
- 当該控除額は免税所得勘定にプールされる。(2-tier).
- パイオニア・ステータス期間中に発生した、未控除の税務上の減価償却、および繰越欠損金については繰越が認められ、パイオニアステータス期間終了後に同様の奨励活動または奨励品目から生じる収益から控除することができる。

1.5 自動車産業

2. ITA

- ITA取得企業は、**5年**以内に発生した**適格資本的支出の100%相当額**を控除することができる。
- 当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の100%相当額**まで控除可能である。
- 所得控除に使用されなかった控除可能額(残高)については、残高を全額控除するまで、将来にわたって繰越すことができる。

1.5 自動車産業

- 自動車産業において、適格と認められる重大かつ高付加価値の部品および構成要素とは、以下のものをいう。
 - トランスミッションシステム(Transmission systems)
 - ブレーキシステム(Brake systems)
 - エアバッグシステム(Airbag systems)
 - ステアリングシステム(Steering systems)

1.5 自動車産業

- ハイブリッド車および電気自動車を製造する上で適格と認められる、重大な部品または構成要素とは、以下のものをいう。
 - 電気モーター(Electric motors)
 - バッテリー(Electric batteries)
 - バッテリー管理システム(Battery management system)
 - インバーター(Inverters)
 - エアコン(Electric air conditioning)
 - エアコンプレッサー(Air compressors)

1.5 自動車産業

- これらの優遇を教授するためには、申請書をマレーシア投資開発庁 (“MIDA”) に、2014年12月31日までに提出しなければならない。

1.6 研究開発

研究開発の定義 (“R&D”)

- “科学技術分野における系統的または集約的な研究であり、その研究結果を、生産、または材料、装置、製品、産物または生産工程の改善に用いる目的で行われる活動。
- 研究開発には以下を含まない
 - 材料、装置、製品または産物に対する品質管理や定期的な検査
 - 社会科学または人文科学に関する調査

1.6 研究開発

- 定期的なデータ収集
- 効率調査、経営研究
- 市場調査、販売促進

1.6 研究開発

A. 研究開発請負企業

- 研究開発請負会社とは、マレーシア国内での研究開発結果を、関連会社以外の企業へと提供する企業をいう。
- 研究開発請負企業は以下の優遇税制を享受することができる
 - パイオニア・ステータス
法定所得の**100%相当額**を**5年間**控除することができる。
 - 投資控除
10年以内に発生した**適格資本的支出の100%相当額**を控除することができる。当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の70%相当額**まで控除可能である。

1.6 研究開発

B. 研究開発企業:

- 研究開発企業とは、研究開発に関連する活動に従事している企業であり、マレーシア国内での研究開発結果を関連会社または関連会社以外の企業へ提供している会社をいう。
- 研究開発企業は以下の優遇税制を享受することができる
 - ・ 投資控除
 - 10年**以内に発生した**適格資本的支出の100%相当額**を控除することができる。当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の70%相当額**まで控除可能である。

1.6 研究開発

要件

研究開発請負企業または研究開発企業は、以下の基準を満たさなければならない。

- a) 実施される研究は国のニーズに基づくものであり、かつ国家経済に利益をもたらすこと。
- b) 企業の所得の70%以上が研究開発活動から得たものであること。
- c) 製造業関連の研究開発である場合、当該企業の従業員の少なくとも50%は研究や技術的職務を行う上で適切な資格を有する人材であること。

1.6 研究開発

- d) 農業関連の研究開発である場合、当該企業の従業員の少なくとも5%は研究や技術的職務を行う上で適切な資格を有する人材であること。

1.6 研究開発

c. 社内研究開発:

- ビジネス促進を目的に、社内研究開発を実施する企業は以下の優遇税制を享受することができる。
 - 投資控除
 - 10年**以内に発生した**適格資本的支出の50%相当額**を控除することができる。当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の70%相当額**まで控除可能である。

1.7 教育・ヘルスケア企業

A. 技術訓練・職業訓練企業

技術訓練または職業訓練を実施する目的でマレーシア国内に設立された企業は、以下の優遇税制を享受することができる。

- 投資控除

10年以内に発生した**適格資本的支出の100%相当額**を控除することができる。当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の70%相当額**まで控除可能である。

1.7 教育・ヘルスケア企業

B. 私立高等教育機関（“PHEI”）

科学分野に関連する新設もしくは既存の私立高等教育機関は、教育設備の更新または規模拡大に対して新たに投資を行う場合、以下の優遇税制を享受することができる。

- 投資控除

10年以内に発生した**適格資本的支出の100%相当額**を控除することができる。当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の70%相当額**まで控除可能である。

1.7 教育・ヘルスケア企業

B. 私立高等教育機関 (“PHEI”)

以下の科学課程に対して認められる

- バイオテクノロジー
- 医療科学、衛生科学
- 分子生態学
- 物質科学技術
- 食品科学技術

1.7 教育・ヘルスケア企業

- c. インターナショナルスクールを運営するべく、文部省に登録されている者
- 投資控除
5年以内に発生した**適格資本的支出の100%相当額**を控除することができる。当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の70%相当額**まで控除可能である。
 - 申請書はマレーシア投資開発庁(MIDA)まで、2010年7月14日から2015年12月31日の間に提出されなければならない。

1.7 教育・ヘルスケア企業

D. 私立学校を運営するべく、文部省に登録されている者

投資控除

- **5年**以内に発生した**適格資本的支出の100%相当額**を控除することができる。当該控除可能額は各賦課年度において、**法定所得の70%相当額**まで控除可能である
- 申請書はマレーシア投資開発庁(MIDA)まで、2011年10月8日から2015年12月31日の間に提出されなければならない。

2. 再投資控除 (RA)

2. 再投資控除 (RA)

- 再投資控除(RA)は、既存の企業で**製造業**、および**農業**に従事している企業が、以下の目的をもって再投資を行う際に享受することができる。
 - 拡張
 - 自動化
 - 近代化
 - 多様化
- 企業は設立後、少なくとも36ヶ月以上稼動していなければならない。

2. 再投資控除 (RA)

- 再投資控除は**適格資本的支出の60%相当額**を控除することができる。
- 当該控除可能額は、**法定所得の70%相当額**まで控除可能である。
- 所得控除に使用されなかった控除可能額(残高)については、残高を全額控除するまで、将来にわたって繰越すことができる。

2. 再投資控除 (RA)

- 再投資控除は、最初に承認されたプロジェクトが完了した年度、すなわち建設が完成した時点、もしくは設備機器が業務に供された時点から、**連続した15賦課年度**の間付与される。
- 関連会社から資産を購入し、当該資産が既に再投資控除を控除している場合、当該資産に対して新たに再投資控除を控除することは認められない。

2. 再投資控除 (RA)

- 再投資を行う目的で取得した資産を**5年**以内に処分した場合、再投資控除認可は取り消される。
- ただし、再投資を行う目的で取得した資産が火事、洪水およびその他の災害によって破壊された場合、再投資控除認可は取り消されない。
- 現存する資産または部品の取替えは、再投資控除の対象外である。

2. 再投資控除 (RA)

例示:

適格資本的支出

支出額: RM10,000

※RM=マレーシア・リンギット



$RM10,000 \times 60\%$

RA = RM6,000

RA 使用額 = RM5,600

繰越調整後 RA c/f RM400

法定所得 (SI)

RM8,000

70% of SI

RM5,600

控除: RA

(RM5,600)

NIL

加算: 30% of SI

RM2,400

課税所得 (CI)

RM2,400

=====

税率 @ 25%

CI x 25%

RM600

=====

免税所得勘定

c/f RM5,600

2. 再投資控除 (RA)

- 再投資控除は以下の条件を満たす場合、**法定所得の100%相当額**まで控除することができる。
 - ❖ 当該承認プロジェクトが財務大臣の指定する生産性の一定水準に到達することができた場合。
- 生産性の水準は工程効率比率 (PER) を用いて計測され、同賦課年度に財務大臣が指定する一定水準と比較することで決定がなされる。

2. 再投資控除 (RA)

再投資控除 (“RA”) (続)

工程効率比率(PER)の計算方法:

$$\text{PER} = \frac{\text{アウトプット合計} - \text{BIMS}}{\text{インプット合計} - \text{BIMS}}$$

(BIMSとは、加工工程で費消された材料費およびサービスに対する支払額の合計額を指す)

2. 再投資控除 (RA)

他の優遇税制との重複禁止

- 以下の優遇税制と再投資控除を同時に享受することはできない
- ・ 1986年投資促進法(Promotion of Investment Act 1986)に基づいてパイオニア・ステータスを認められている場合
 - ・ 1986年投資促進法に基づいて投資控除を認められている場合
 - ・ 1968年投資奨励法(Investment Incentive Act 1968)に基づく優遇措置を享受している場合
 - ・ 1986年投資促進法に基づく産業税調整(Industrial tax adjustment)を享受している製造活動および製造品目
 - ・ 連結納税制度を導入している場合

2. 再投資控除 (RA)

他の優遇税制との重複禁止 (続)

- 所得税法(Income Tax Act 1967)154条に規定する事項に該当する場合
- 所得税が免除される場合

2. 再投資控除 (RA)

再投資控除における“製造”の定義

- 手動か自動かの方法により、有機的または無機的材料のサイズ、形状、構造、性質または品質を変えることで、新たな製品へと転換すること。
- 部品を一つの機械または製品へと組み立てること。

2. 再投資控除 (RA)

再投資控除における“製造”の定義 (続)

- 材料を化学反応を用いて融合すること。ここで定義する化学反応には、分子間結合を破壊、または分子内に含まれる原子の配置転換することにより分子の構造に変化を生じさせる、生化学的工工程を含む。

2. 再投資控除 (RA)

- ▶ 製造には以下の事項は含まない
 - 建設目的で、機械または設備を設置すること
 - ボトリング、箱入れ、袋詰めおよび袋入れ等、単純な包装作業
 - 単純な修理
 - 単純な製品調合
 - 単純な部品組み立て

2. 再投資控除 (RA)

“承認されたプロジェクト”の定義

- 承認されたプロジェクトは、以下の4つに分類される:
 1. 拡張
 2. 自動化
 3. 近代化
 4. 多様化

2. 再投資控除 (RA)

1. 拡張

- 拡張とは、需要増に対応するべく、生産能力を向上させることをいう。(結果として売上が増加すること)
- 同産業における品目または関連品目を製造すること
- 例:

本来の活動・品目	新たな活動・品目
スキンケア製品	化粧品
ゴム手袋	コットン製手袋、ウール製手袋

2. 再投資控除 (RA)

2. 自動化

- 自動化とは、手動作業を、人的判断および人的管理を伴う自動作業に取り替えることをいう。
- 例: ABC株式会社(二輪車製造会社)が、以前は手動で行っていた溶接・塗装作業をロボットによる自動作業にするべく投資を行う。この場合、ABC株式会社は承認されたプロジェクトの要件を満たすため、ロボットに対する投資額について再投資控除を請求することができる。

2. 再投資控除 (RA)

3. 近代化

- 近代化とは、製造装置および製造過程を、生産性向上、品質向上、または原価削減、いずれかを達成するために改良することという。
- 例: DEF株式会社 (ゴム手袋製造会社)は、現存の製造ラインの製造過程数削減、製造時間削減、人件費削減および製品品質向上を達成するべく、新たに高性能の製造機械を導入した。

2. 再投資控除 (RA)

4. 多様化

- 多様化とは、同産業内における追加品目、または新たな関連品目を製造するためのプロジェクトに着手することをいう。
- 追加品目または新たな関連品目は、現存の品目に対し、以下の特徴において、関連または類似していなければならない。
 - ❖ 主要な原材料
 - ❖ 主要成分
 - ❖ 形式、種類の多様性、等級、区分、グループ

2. 再投資控除 (RA)

4. 多様化 (続)

- ❖ 特徴、性質
- ❖ 機能、使用用途、使用方法
- ❖ 製造過程

■ 例:

本来の活動・品目	新たな活動・品目
スキンケア製品	シャンプー、ボディソープ、日焼け止めなどの化粧品
ゴム手袋	ゴム靴、ゴム印

2. 再投資控除 (RA)

資本的支出

- 資本的支出とは、承認されたプロジェクトを実行する目的で行われる、工場、機械および設備に対する資本的支出をいう。
- 工場を賃貸契約にて使用している企業が、承認されたプロジェクトを実行する目的で、工場を拡大するために支払う資本的支出については、再投資控除を申請することができる。

2. 再投資控除 (RA)

工場の定義: (賦課年度2012年以降)

- a) 建物の床部または建物の拡大部分であり、承認されたプロジェクトを実行する目的で、機会設備を設置または導入する場所、または原材料、販売前の製品または資材を保管している場所。

2. 再投資控除 (RA)

- b) 建物の床部または建物の拡大部分であり、原材料、製品または資材、またはその双方を保管している場所の面積は、建物の床部または拡大部分の面積の内、10分の1を上回ってはならない。

2. 再投資控除 (RA)

工場には以下を含まない

- i . 建物の全部または一部を研究開発目的に使用している建物
- ii . 建物の全部または一部を従業員の福利目的、すなわち、食堂、託児所、住居、スポーツまたは娯楽施設等に使用している建物

3. マルチメディア・スーパー コリドー (Multimedia Super Corridor)

3. マルチメディア・スーパーコリドー (MSC)

- MSCステータスを認められた企業もまた、パイオニア・ステータスおよび投資控除を申請することができる。
- MSCステータスを認められた企業とは、以下のすべてを満たす企業をいう
 - MSCステータスをマルチメディア・デベロップメント・コーポレーション(Multimedia Development Corporation)により承認された企業
 - 地域ITソリューション拠点、地域インターネット相互接続点、地域データセンター、地域インターネットデータセンターまたは地域コールセンター、いずれかの活動に従事している企業

3. マルチメディア・スーパーコリドー (MSC)

- 以下のいずれかのエリアに拠点を置いている企業
サイバージャヤ(Cyberjaya)、テクノロジーパークマレーシア
フェーズ1(Technology Park Malaysia-Phase I)、ユニバー
シティーマレーシア・マレーシアテクノロジーデベロップメント
コーポレーションインキュベーター1(University Putra
Malaysia-Malaysia Technology Development
Corporation Incubator I)、ペトロナスツインタワー
(Petronas Twin Towers)、クアラルンプールシティーセンター
(Kuala Lumpur City Centre)、ペナンサイバーシティー
1(Penang Cybercity I)、およびクリムハイテックパーク
(Kulim High Tech Park)

3. マルチメディア・スーパーコリドー (MSC)

A. パイオニア・ステータス (PS)

- MSCが指定する情報都市で新たな企業が新たな事業を営む場合、**法定所得の100%相当額**の免税を**5年間**享受することができる。
- 企業が技術または知識の移転によりマレーシアに貢献していると認められる場合、マルチメディア開発公社 (MDC) の承認を得て、さらに5年間の更新をすることができる。

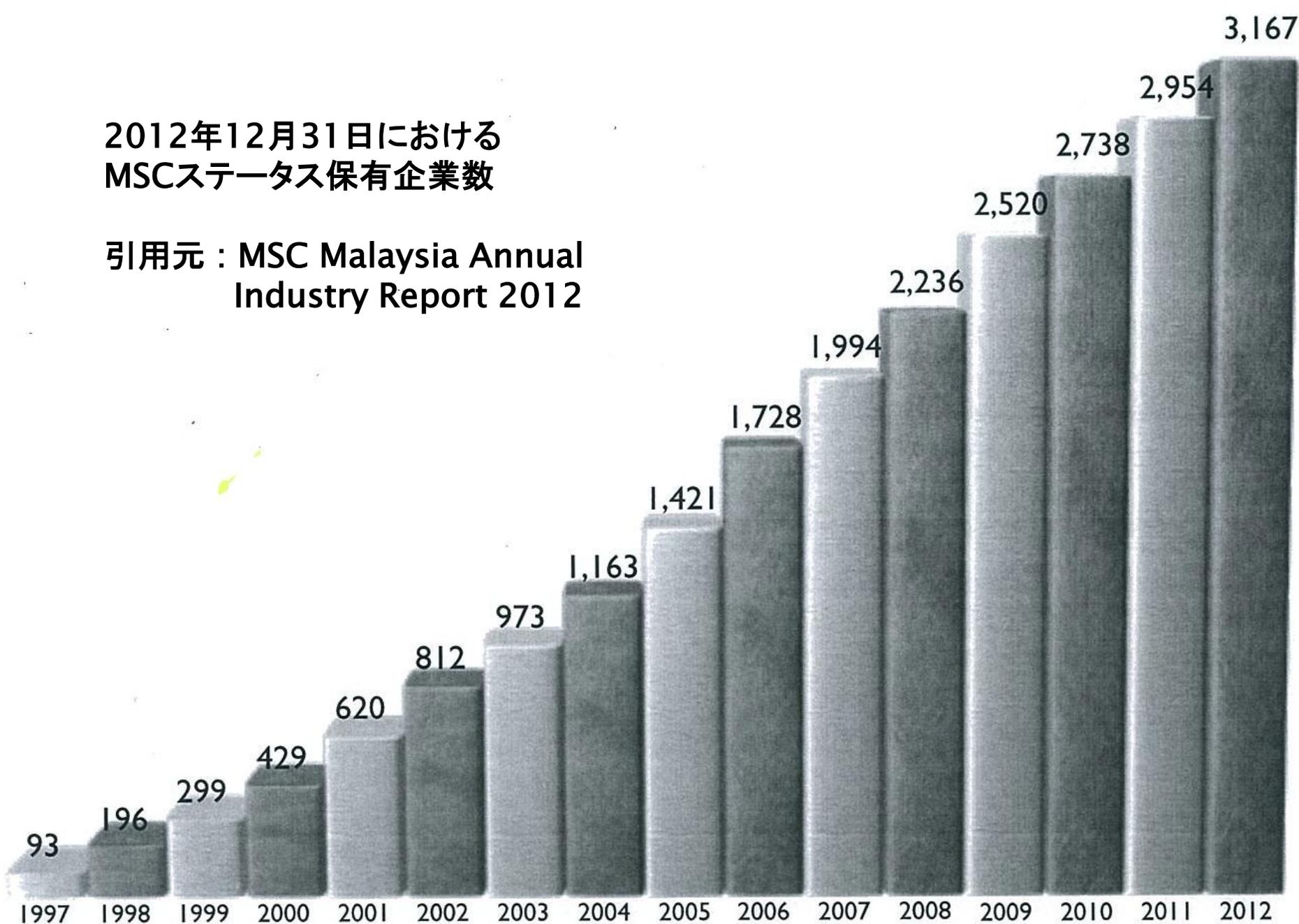
3. マルチメディア・スーパーコリドー (MSC)

B. 投資控除 (ITA)

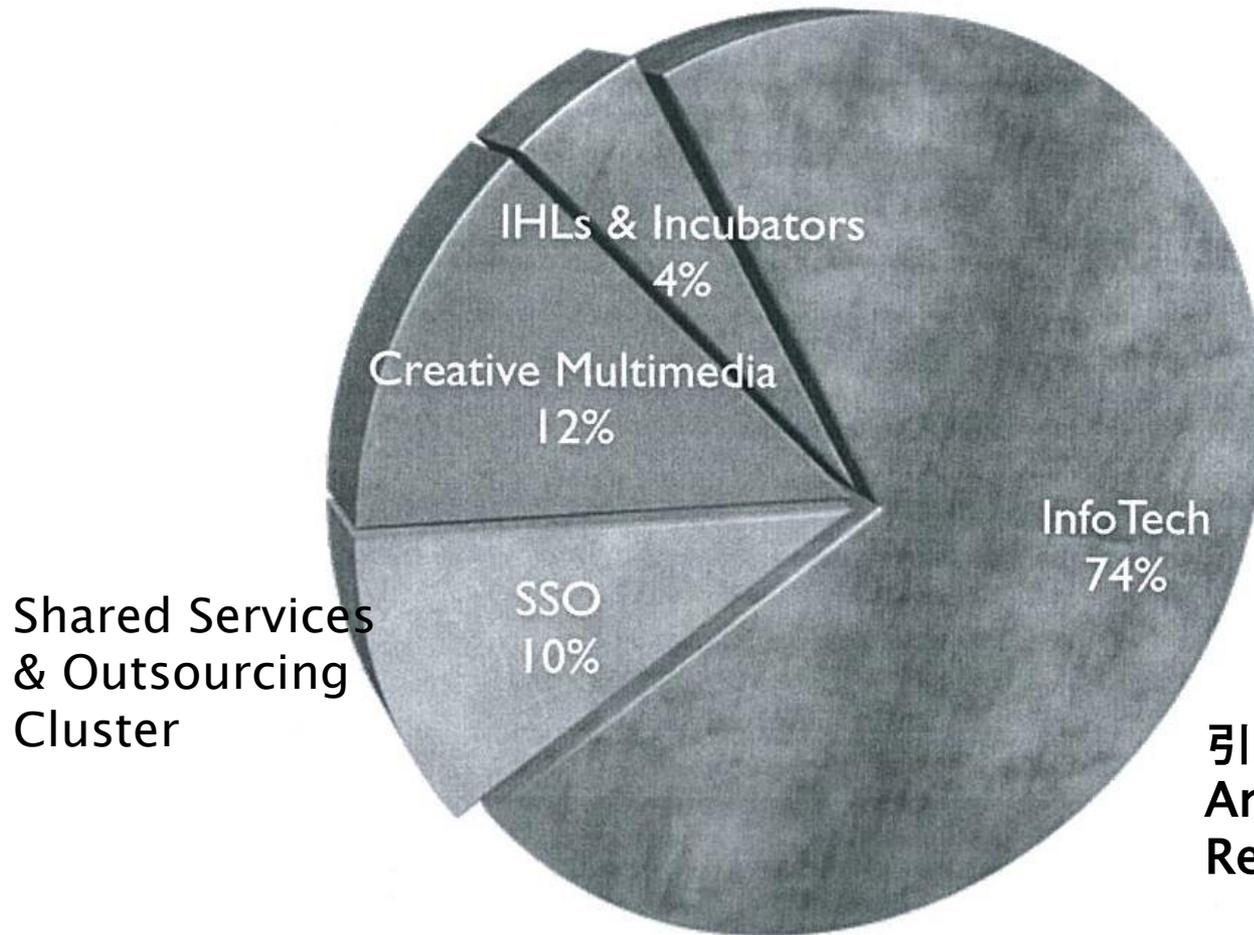
- 投資控除は高度に資本集約的な事業、すなわちインフラ事業や収益が生じない事業などに従事する企業に適している。
- 投資控除が認められた企業は、**適格資本的支出の100%相当額**を**5年間**法定所得から控除することができる。
- 適格資本的支出はマルチメディアおよび周辺機器、プラントまたは機械の購入費、および工場の建設または修復（造園および緑化を含む）にかかる費用を含む。

2012年12月31日における MSCステータス保有企業数

引用元：MSC Malaysia Annual
Industry Report 2012

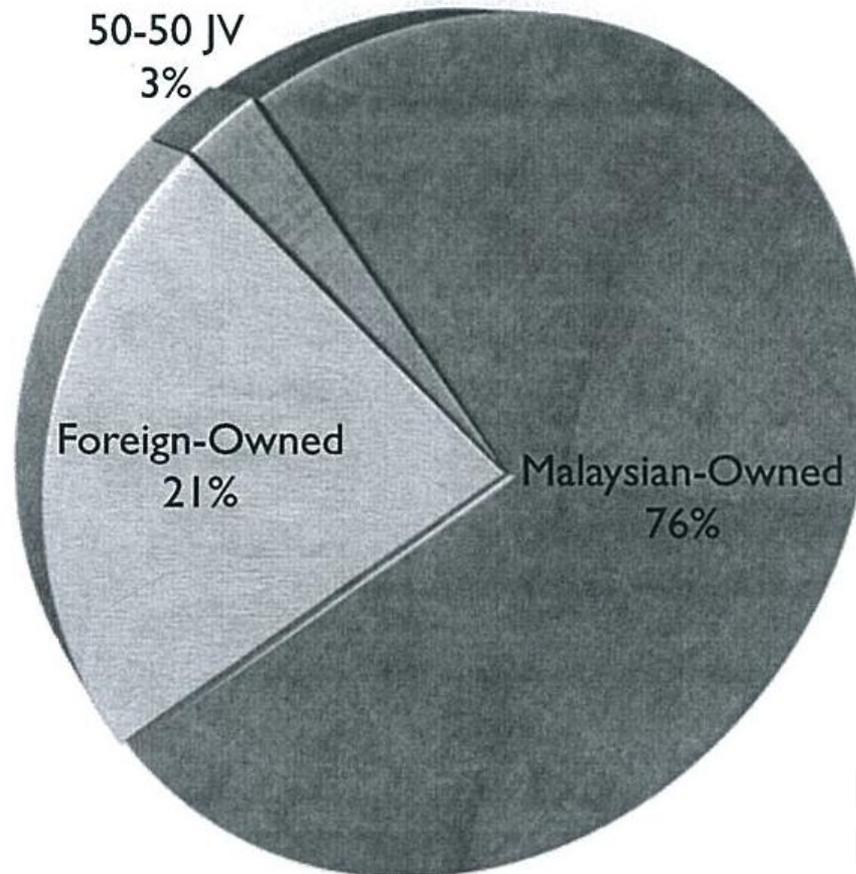


**MSC Malaysia Status companies - Active as at
31st December 2012 Breakdown by Cluster**



引用元 : MSC Malaysia
Annual Industry
Report 2012

**MSC Malaysia Status companies - Active as at 31st
December 2012 Breakdown by Equity Ownership**



引用元 : MSC
Malaysia Annual
Industry Report 2012